

山梨県立大学看護学部 紀要投稿基準

(平成22年4月1日制定 看護4302-1号)

(平成22年6月16日一部改正)

- 1 この投稿基準は、山梨県立大学看護学部紀要要項第10条に基づき、紀要の投稿に関する必要事項を定める。
- 2 掲載内容の分類は、原則として投稿者の申告に基づくが、最終的には審査を経て看護学部学術情報・紀要委員会（以下「紀要委員会」という）が決定する。
- 3 紀要に投稿しようとする者は、投稿原稿の原本の他に、投稿原稿のコピー2部（コピー分は氏名・所属名を書かない）を紀要委員会の指定に基づいて提出する。
- 4 投稿原稿の採択が決定した時には、投稿最終原稿2部（1部はコピーで可）とフロッピーディスクを提出する。
- 5 投稿原稿の執筆基準は次のとおりとする。
 - 1) 原稿は和文または英文とし、ワードプロセッサを用いる。英文（英文要旨を含む）は、あらかじめ適正な校正を受けておくことが望ましい。
 - 2) 原稿はA4版横書き、35字×40行に書式設定し、表紙を除く全ての原稿で8,000字から20,000字程度とする。なお、図表はA4版大で1,800字、A4版の1/2大で900字、A4版の1/4大で450字程度に換算するものとする。
 - 3) 原稿には表紙をつける。表紙には以下の事項を掲載する。
 - ①投稿原稿の分類（紀要要項第6条の分類に従い記載）
 - ②ランニングタイトルとなる「原稿名の略記」（和文20字以内、英文30字以内）
 - ③和文表題
 - ④和文著者名
 - ⑤和文要旨（400字以内）
 - ⑥和文キーワード（5語以内）
 - ⑦著者の所属と専攻分野表紙の次ページからは、以下の内容を順に記載する
 - ⑧本文（段組にしない）
 - ⑨引用・参考文献
 - ⑩英文表題
 - ⑪英文著者名
 - ⑫英文要旨（原著のみ200語程度）
 - ⑬英文キーワード（5語以内）
 - 4) 図表は本文とは別紙とし、本文中に挿入する箇所を原稿用紙右側欄外に朱で指定する。また、

各図表の原図表に対する縮小率を必ず別紙に明記したものを添付する。原則として原図はそのまま製版が可能なものとする。そのため、図表の網掛けは、濃淡が明確にできるように作成する。

5) 文献は、本文中に肩番号をつけ、文末に一括して記載することを原則とする（数字およびアルファベットは半角）。

① 雑誌

著者名：表題，雑誌名，巻 号，始頁－終頁，西暦発行年。

例(1) 三宅由子：外傷後ストレス障害の測定スケール，精神科治療学，13巻7号，819-824，1998.

例(2) Davidson, J. R., Hughes, D., Blazer, D. G., et al. (1991). Post-traumatic stress disorder in the community: An epidemiological study. Psychological Medicine, 21, 713-721.

② 単行本

著者名（編集者）：書名，引用始頁－終頁，発行所，西暦発行年。

例(1) 池田光幸：傷ついた心への援助－カウンセリングの基本にあるもの，105-128，医学書院，1994.

例(2) Herman, J. L. (1992). Trauma and Recovery: The Aftermath of Violence From Domestic Abuse to Political Terror, 7-32. New York: Basic Books.

なお、文献表記については、各専門分野の慣例に従うこともできる。

③ 電子文献

番号)：タイトル，入手日，アドレス。

例(1) ○) 平成○年Y県人口動態統計：Y件医務課HP，2010.1.12，
<http://www.pref.yamanashi.jp/imuka/16193082287.html>.

6) (注)についても、原則として、引用文献と同様の要領によるが、各専門分野の慣例に従うこともできる。

7) 著者校正は、再校までとし、校正段階での原稿内容の変更・追加・削除は不可とする。

8) 投稿申し込み締め切り日は、原則として毎年6月末日とする。

9) 投稿締め切り日は、原則として10月第1月曜日とする。

10) 紀要の電子版(PDFファイル)の体裁は、紀要委員会に一任する。

11) 著者が別刷りを希望する場合は、各自で依頼し、費用は著者の実費負担とする。

12) 本紀要に掲載された論文の著作権は、公立大学法人山梨県立大学に帰属する。著作権譲渡同意書に著者全員が自筆署名し、投稿最終原稿とともに提出するものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月16日から施行する。